

Back Number

本論文は

世界経済評論 2023 年 3/4 月号

(2023 年 3 月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン書店

RCEP 発効の意義と 今後の課題



政策研究大学院大学教授 篠田 邦彦

しのだ くにひこ 経済産業省（旧通商産業省）に1988年に入省。アジアとの地域協力、EPA/FTA、APEC、インフラ輸出等の業務を担当。フィリピン（1996～99年）、タイ（2002～05年）、中国（2012～17年）に駐在。2019年より政策研究大学院大学でインド太平洋協力・アジア経済に関する研究・教育に従事。

RCEPについては、8年間にわたる交渉を経た末、インドが離脱したものの、2020年11月のRCEP首脳会議で15カ国により署名され、2022年1月より発効した。RCEPの締結により、世界のGDP、貿易総額および人口の約3割を占め、これらの規模でNAFTA、EU、CPTPPを上回る巨大なアジアの広域経済圏の実現に向けて動き出した。RCEPは、東アジアのサプライチェーンの拡大・深化に寄与するとともに日本が提唱した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の推進にもつながる経済連携協定である。特に日本としてRCEPにより初めてFTAを結んだ中国、韓国への市場アクセスを改善したことや、電子商取引、知的財産、貿易円滑化等の分野でWTOや既存のASEAN+1のFTAと比較してより高水準のルールを規定したことの意味は大きい。

RCEPの今後の課題としては、インドを含む南アジアを中心に参加メンバーを拡大すること、特に中小企業によるRCEPの利活用を拡大すること、RCEP閣僚会議やRCEP事務局等を通じて協定の履行の強化を図ること、協定見直しの機会に自由化・ルールの深掘りやスコープの拡大を進めることなどが挙げられる。また、東アジアの地域経済統合をさらに拡大・深化するためには、RCEPの枠組みを超えて、日中韓FTAや二国間EPAでの自由化・ルールの深掘り、一部RCEP参加国のCPTPP加入の検討、将来的なFTAAPの模索、AOIPに基づくインド太平洋協力などを進めていく必要がある。

I RCEP 発効の意義

1. RCEPの発効

RCEPについては、8年間にわたる交渉を経た末、2020年11月のRCEP首脳会議で15カ国により署名された。当初の16カ国の交渉参加国から残念ながらインドが離脱したものの、RCEPの締結により、世界のGDP、貿易総額

および人口の約3割を占め、これらの規模でNAFTA、EU、CPTPPを上回る巨大な東アジアの広域経済圏の実現に向けて動き出した。

RCEP協定は、ASEAN10カ国のうち6カ国以上、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドのうち3カ国以上が批准書等を預託することにより発効する。RCEPは2022年1月に10カ国¹⁾について発効し、同年2月の韓国、同年3月のマレーシア、2023年1

月のインドネシアも加えて、現時点でフィリピン、ミャンマーを除く 13 カ国について発効している。なお、すでに批准書を提出したミャンマーについては、各国が発効の可否を決定した後、ASEAN 事務局に通知することとなっており、タイ、シンガポール、中国が通知を出している。今後、ミャンマーの政治情勢が改善することが前提だが、将来的には、署名を行った 15 カ国について、RCEP が発効することが期待される。

2. 東アジアのサプライチェーン拡大・深化への寄与

RCEP の発効により、東アジアでのサプライチェーンがさらに拡大・深化することが期待される。ASEAN を中心とする東アジアでは 1980 年代以降、海外からの対内直接投資の拡大により域内の産業サプライチェーンが拡大し、実態面での地域経済統合が先行した。1990 年代以降になると、AFTA、ASEAN+1 の FTA、RCEP など ASEAN を中心とする FTA のネットワーク化が進み、こうした制度面での地域経済統合が実態面での地域経済統合を後押ししている。

東アジアでは、多くの中間財（部品）が日本、中国、韓国および ASEAN を行き来しながら加工され、最終的に組み立てられた完成品が主に中国や ASEAN から北米・EU 等に輸出されている。近年、東アジアで経済成長が進展し、中間層の拡大やデジタル技術の普及に伴う経済のサービス化やデジタル化が進んでおり、サプライチェーンの拡大・深化や消費市場の高度化の動きがみられる。こうした中、域内におけるモノ、ヒト、カネ、情報の流れを円滑化し、貿易・投資の拡大や製造業・サービス業等

の振興により、各国で持続的な経済成長をいかに実現するかが課題となっている。

RCEP は、統一された貿易ルールを定め、地域に広がりのあるサプライチェーンの更なる効率化・活性化に寄与している。また、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野を規定し、地域における自由で公正な経済ルールの構築を目指している。米中対立、パンデミック、ロシアのウクライナ侵略等を背景とした国際秩序の軋みや世界経済の混乱を背景に保護主義的な措置をとる国が増えてくる中で、ASEAN を中心とする RCEP が実現したことは、域内の貿易・投資の自由化・円滑化を進めていく上で大きな意味を持つ。

3. 「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の推進

地政学的な観点からみると、RCEP は自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) の推進に寄与することが期待される。我が国が提唱する「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」はインド太平洋地域全体の平和と繁栄を保障し、いずれの国にも安定と繁栄をもたらすために、ASEAN の中心性、一体性を重視し、包括的かつ透明性のある方法で、ルールに基づく国際秩序の確保を通じて、自由で開かれたインド太平洋地域を「国際公共財」として発展させることを目指している²⁾。

FOIP の実現に向けた取組の柱の一つとして、EPA/FTA や投資協定を含む経済連携の強化を通じた経済的繁栄の追求が掲げられている。米中対立やパンデミック等を背景に保護主義的な動きが広まる中で、RCEP や CPTPP の締結を通じて質の高い市場アクセスや電子商取

引・知的財産などのルール整備を実現することがインド太平洋地域における経済秩序の安定につながるものと考えられる。

RCEPは自由で公正なルール整備を進めて、地域の経済的繁栄に資するという点で、FOIP構想を具体化させる重要な経済連携の取組である。こうした中、自由で開かれたインド太平洋の主要なプレーヤーであるインドが交渉から離脱したことは残念だが、今後、インドと連携した東アジアのサプライチェーン強化等の取組を通じて、インドをインド太平洋地域の経済秩序作りに継続的に関与させていくことが重要である。

4. RCEPの経済効果

RCEPの経済効果に関する日本政府の試算によれば、我が国の実質GDPは、RCEP協定がない場合に比べて、相当の調整期間を経て最終的には約2.7%押し上げられることが示された。これを2019年度の実質GDP水準で換算すると、約15兆円に相当する³⁾。日本政府による経済効果試算によれば、CPTPPが7.8兆

円（GDP1.5%押し上げ）、日EU・EPAが5兆円（GDP1%押し上げ）となっており、RCEPの経済効果は、他のメガFTAと比較して大きくなっている。これは、日本の貿易額に占める貿易相手国の割合について、RCEP（47%）がCPTPP（15%）、日EU・EPA（12%）より圧倒的に高く、また、RCEPを通じて日本との貿易額の割合が高い中国（21.3%）、韓国（5.3%）と新たにFTAを結んだことで関税削減の経済効果が高くなったものと考えられる（図表1）。

また、上記と分析手法の違いはあるが、政策研究大学院大学においてRCEPの関税削減がRCEP参加国の実質GDPに及ぼす影響について試算を行っている。これによれば、実質GDPの増加は、日本（1.20%）、中国（0.17%）、韓国（0.30%）でその他のRCEP12カ国より大きくなると推計されている⁴⁾。RCEP15カ国の中では、すでにASEANとASEAN対話国（日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド）の間でASEAN+1のFTAが結ばれているほか、一部のASEAN対話国の間でもFTAが結ばれている。今回、RCEPの締結により、日本

図表1 メガFTAの比較

	RCEP		CPTPP		日EU・EPA	
名目GDP（対世界比）	29%		13%		24%	
一人当たりGDP	10,940ドル		21,961ドル		36,601ドル	
人口（対世界比）	30%		7%		8%	
貿易額（対世界比）	27%		15%		33%	
日本との貿易額	47%		15%		12%	
経済効果試算	15兆円 (GDP 2.7%押し上げ)		7.8兆円 (GDP 1.5%押し上げ)		5兆円 (GDP 1%押し上げ)	
	RCEP		CPTPP		日EU・EPA	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
参加国全体の関税撤廃率	91%	89%	99%	99%	日本 94% EU 00%	日本 98% EU 100%

出典：世界銀行統計、財務省貿易統計、内閣府資料等

と中国、日本と韓国の間で新たに FTA が結ばれたこととなり、これら 3 カ国は RCEP の関税削減がもたらす貿易創出効果の大きな恩恵を受けることとなる。

5. 市場アクセス

日本と RCEP 参加国との貿易が日本と世界との貿易に占める割合は、2019 年で 5 割程度であり、RCEP 締結は日本にとって大きな経済的なメリットがある。また、前述のとおり日本からみれば、中国、韓国との間では初の経済連携協定となる。日本と両国との貿易が日本と世界との貿易に占める割合は 27% である。日本は、インド太平洋地域で 2010 年代前半から TPP、日 EU・EPA 等のメガ FTA を結んできたが、RCEP の締結により日本の貿易額に占める FTA 署名・発効相手国の割合（FTA カバー率）は約 8 割となった。

関税撤廃率は、日中間で 86%、日韓間で 81~83% となるなど 3 カ国間の物品貿易の市場アクセスが大幅に改善された。工業製品の対日無税品目の割合については、中国が 8% から 86%、韓国は 19% から 92% に上昇し、日本にとり貿易自由化のメリットは大きい。工業製品では、中国向けの電子自動車・ガソリン車の重要部品、鉄鋼製品、繊維製品、韓国向けの自動車部品、化学製品、繊維製品などで新たな関税撤廃を実現した。また、日本との間ですでに AJCEP や二国間 EPA を結んでいるインドネシアでは鉄鋼製品、タイではディーゼルエンジン部品の関税撤廃を実現した。また、農林水産品等でも市場が拡大している中国、韓国や一部 ASEAN 諸国に対して加工食品、水産物、清酒等の関税撤廃を実現した（図表 2）。

また、中国・韓国と ASEAN との間ではす

で ASEAN+1 の FTA が結ばれているが、RCEP で関税撤廃・削減等を深掘りしたことにより、中国・韓国・ASEAN に進出した日系企業が自動車部品、鉄鋼製品、石化製品等の工業製品で市場アクセス改善の恩恵を受け、サプライチェーンの拡大・深化を進めやすくなった。

日本商工会議所によれば、RCEP では、発効後 11 カ月間（2022 年 1 月~11 月）で 8 万 903 件もの原産地証明書が発給されており、他の EPA と比較すると同じ時期の日タイ（8 万 6,425 件）と同程度、日インド（5 万 3,005 件）、日インドネシア（4 万 8,434 件）よりかなり多くなっている。また、RCEP の原産地証明書の内訳をみると、対中国が 5 万 3,710 件（全体の 66%）、対韓国が 2 万 6,414 件（同 33%）と、新たに FTA を結んだ中国、韓国が大部分を占めているが、タイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、豪州などへの輸出に関しても発給されている⁵⁾。今後、RCEP の中で、より原産地規則が緩い品目や、今後のステージングで関税が撤廃・削減される品目を中心に活用が拡大することが期待される。

また、原産地規則に関しては、ASEAN+1 の FTA ごとに異なっているが、RCEP では統一された原産地規則を規定している。原産地規則に柔軟性を持たせ、複数国間での付加価値の累積を認めるとともに、一部品目では、付加価値基準と関税番号変更基準の選択制、付加価値基準の柔軟化を認めている。域内で原産地規則が統一されたことから、FTA のスパゲティボール現象を解消し、企業の貿易に関する管理コスト低減が可能となった。

サービス貿易章では、RCEP 締約国のうち 7 カ国⁶⁾ がネガティブリストを採用し、残り 8 カ国も一定期間の後（中国、タイ、フィリピン等

図表2 RCEPの物品貿易

<p>日本産品のRCEP協定締約国市場へのアクセス 【対日関税撤廃率（品目数ベース）】86%~100%（ASEAN・豪・NZ）、86%（中）、83%（韓）</p>
<p>工業製品 ✓ 14カ国全体で約92%の品目の関税撤廃を獲得。 ✓ 1中国および韓国における無税品目の割合が上昇（中国：8%→86%、韓国：19%→92%）。 （最終的な関税撤廃品目の例） ・中国：電気自動車用の重要部品（モーターの一部、リチウムイオン蓄電池の電極・素材の一部）、ガソリン車用の重要部品（エンジン部品の一部、エンジン用ポンプの一部）、鉄鋼製品（熱延鋼板の一部、合金鋼の一部）、繊維製品（合成繊維織物の一部、不織布）。 ・韓国：自動車部品（カムシャフト、エアバッグ、電子系部品）、化学製品（液晶保護フィルムの原料）、繊維製品（合成繊維織物の一部、綿織物の一部）。 ・インドネシア：鉄鋼製品（ばねの一部、貯蔵タンク）。 ・タイ：ディーゼルエンジン部品の一部。</p>
<p>農林水産品等 ✓ 中国等との間で我が国の輸出関心品目について関税撤廃を獲得。 （最終的な関税撤廃品目の例） ・中国：パックご飯等、米菓、ほたて貝、さけ、ぶり、切り花、ソース混合調味料、清酒。 ・韓国：菓子（キャンディー、板チョコレート）、清酒。 ・インドネシア：牛肉、醤油。</p>
<p>RCEP協定締約国産品の日本市場へのアクセス 【日本の関税撤廃率（品目数ベース）】88%（対ASEAN・豪・NZ）、86%（対中）、81%（対韓）</p>
<p>工業製品 ✓ 化学工業製品、繊維・繊維製品等について、関税を即時又は段階的に撤廃。</p>
<p>農林水産品等 ✓ 重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）を関税削減・撤廃から除外。 ✓ 中国に対しては、鶏肉調製品や野菜等（たまねぎ、ねぎ、にんじん、しいたけ、冷凍さといも、冷凍ブロッコリー、うなぎ調製品等）を関税削減・撤廃の対象とせず。</p>

出典：外務省、財務省、農林水産省、経済産業省

は発効後3年以内、カンボジア、ラオス、ミャンマーは12年後）にポジティブリストからネガティブリストに移行する結果、自由化の留保業種について、その法的根拠がすべて明記され、サービス貿易自由化の「見える化」が進むこととなった。また、国によって対象業種は異なるが、消費者向けサービス（小売、不動産、保険・証券、福祉、理容等）や事業者向けサービス（物流、エンジニアリング、環境、広告等）などで、外資出資比率に関する規制緩和など新たな約束を実現した。

投資章では、投資財産の保護のみならず、投資の自由化に関する規定が盛り込まれ、ネガ

ティブリストに基づき、投資の許可段階（設立前）の内国民待遇および最恵国待遇の原則供与が認められた。技術移転要求（投資先企業への技術移転や関連情報の開示等の要求）、ロイヤリティ規制（ライセンス契約に基づくロイヤリティ支払いに関する特定の対価率等の要求）等の特定措置の履行要求の禁止の規定が置かれた。また、いったん緩和・撤廃を約束した規制を、再び強化することを禁止するラatchet規定も設けられた。他方、国家と投資家間の紛争解決（ISDS）規定は、現時点では盛り込まれておらず、協定発効後2年以内に討議を開始することが定められている。

6. ルール整備

RCEPは、サービス化、デジタル化が進む東アジア地域において、電子商取引、知的財産、貿易円滑化などの分野で確固たるルールを構築し、自由で公正な貿易体制を構築することに貢献している。これらルール分野では、企業活動の喫緊の課題に対応した、WTOや既存のASEAN+1のFTAと比較してよりハイスタンダードなルールを規定することが可能となった。

例えば、電子商取引章では、情報の電子的手段による自由な越境移転（データフリーフロー）、コンピュータ関連設備の設置要求禁止（データローカライゼーション）といった電子商取引を促進するための規定に加え、オンラインの消費者の保護や個人情報の保護といった信頼性を確保するための規定も導入した。なお、データフリーフロー、データローカライゼーション要求禁止については、正当な公共政策・安全保障の観点からの例外を設けている。ソースコードの開示要求禁止、金融分野にかかるデータフリーフローやデータローカライゼーション等の扱い等は、「電子商取引に関する対話」を実施して、協定見直しのプロセスで検討していくこととなった。

また、知的財産章や貿易円滑化章などでも、WTOや既存のASEAN+1のFTAを上回る規律・ルールを規定している。例えば、知的財産では、税関職員による模倣品の職権差止め・廃棄権限の付与、周知商標の保護（自国・他国での登録要件の禁止）、悪意商標の出願の拒絶・登録の取消等に関して規定している。貿易円滑化では、可能な限り48時間以内の貨物の通関（腐敗しやすい貨物は6時間未満での貨物の引取り）の許可など数量目標を設定すると

もに、事前教示について、必要な情報の受領後、可能な限り、90日以内に行う義務や、教示された内容を原則として、少なくとも3年間有効なものとするのが規定された。

上記以外に、競争章では、反競争的行為を禁止するための法令の制定・維持および執行、企業の所有形態を問わない競争法令の適用、競争当局間の協力の推進等について規定されたほか、政府調達章では、中央政府機関が行う政府調達に関する法令および手続の透明性の確保等について規定が設けられた。

このようにRCEPにおいて、発展段階や制度の異なるアジアの多様な国々の間で電子商取引、知的財産、貿易円滑化等の幅広い分野を規定したことにより、地域における自由で公正な経済ルールを構築し、多角的自由貿易体制やEPA/FTAの下での将来の国際ルール作りにASEAN等の途上国が参加する際の土台を構築することができた。

II RCEPの今後の課題

1. RCEPメンバーの拡大

インドは2019年にRCEP交渉から離脱したが、今後ともインドのRCEP復帰に向けた働きかけを行っていくべきである。インドも参加したRCEPの締結は、自由で開かれたインド太平洋の実現、また、インドとASEAN、北東アジア、大洋州とのサプライチェーンの拡大・強化という観点から重要である。今回、インドが将来的にいつでもRCEP加入交渉に復帰できることが、RCEP協定や首脳・閣僚宣言で明示された。ただし、インドは中国等のRCEP参加国に対する大幅な貿易赤字、農村・低所得者による反対、コロナ禍の国内経済への悪影

響、製造業の伸び悩み等の問題に直面している。インドの RCEP 交渉復帰が短期的に難しければ、インドを東アジアのサプライチェーンにつなげる取組を推進する必要がある。日印産業競争力パートナーシップ⁷⁾を通じてインドの産業競争力強化を支援するとともに、2021年の日豪印経済閣僚会合で立ち上げられたサプライチェーン強化イニシアティブ (SCRI)⁸⁾を通じて日豪印3カ国と ASEAN とのサプライチェーンの接続を強化することが期待される。

その他、RCEP の新たなメンバー国の候補として考えられるのは、バングラデシュ、パキスタン、スリランカ等の南アジア諸国である。これらの国々は、①日本が「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」を推進する中、インド洋のシーレーンの要衝に位置し、地政学的に重要な国であること、②インドと同様に人口規模が大きく、市場の潜在性が見込めること、③一部 ASEAN 諸国との間で FTA や地域協力を進めており、将来サプライチェーンの連結強化が期待されること等が理由として挙げられる。ちなみに、筆者が以前参加した日中韓の研究機関の国際会議で、RCEP の新規メンバー国の候補として、中国の研究者は一带一路沿線の中央アジア諸国、韓国の研究者は新北方政策の沿線の北東アジア諸国の名前を挙げており、RCEP を各国独自の広域経済圏構想と関連づけようとする考え方が窺われた。

2. RCEP の利活用の拡大

RCEP を始めとして主要な貿易相手国との間でメガ FTA が結ばれ、以前にも増して、産業界による EPA 等の利活用を拡大していくことが重要な課題となっている。JETRO のアンケート調査によれば、FTA/EPA 締結国へ輸

出を行う日本企業のうち、当該 FTA/EPA を利用している企業は 49%であり、大企業の利用率は約 6 割 (検討中も入れると 8 割弱) だが、中小企業の利用率は低く 4 割程度にとどまっている⁹⁾。日本政府においては、2020年12月に「総合的な TPP 等関連政策大綱」¹⁰⁾を改訂し、中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制を強化し、原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組むこととなっている。こうした背景も踏まえつつ、RCEP 等の EPA の利活用促進を目的として、①原産地証明書の電子化等を通じた貿易関連の国際手続のデジタル化、②EPA 関連の国内手続のデジタル化 (中堅・中小企業の EPA 利用のためのデジタルプラットフォーム構築)、③新輸出コンソーシアムの活用、セミナーの実施や相談窓口の充実などきめ細やかな中小企業支援等に取り組んでいくことが期待される。

3. RCEP 協定の履行の強化

WTO の仕組みが脆弱化し、保護主義的な動きが懸念される中、協定の発効後も RCEP の実効性を担保することが必要不可欠である。RCEP では、締約国による協定の着実な履行を確保するために、① RCEP 閣僚会合を原則毎年開催すること、② RCEP 合同委員会および補助機関 (各委員会) を設置すること、③ RCEP 事務局を設置することが定められている。2022年4月に開催された第1回 RCEP 合同委員会では、協定の実施・運用に関する議論が行われたほか、物品、サービス・投資、持続可能な成長、ビジネス環境に関する各委員会の設置が決定された。また、同年9月に開催された発効後第1回 RCEP 閣僚会合¹¹⁾では、RCEP 協定の

利用拡大、地域のビジネス環境改善のため、RCEP 協定履行のモニタリングおよび見直しの作業を進めていくことが決まった。実際、各国政府は協定の着実な執行のために、原産地証明書が発給円滑化、特惠関税率・関税割当の確実な運用、域内累積の確実な運用等を進めるとともに、産業界に対して関連情報を迅速に提供することが求められている。

今後、RCEP は地域の貿易・経済分野の対話・協力のプラットフォームとして発展することが期待される。協定の履行を確実なものとするために途上国向けのキャパシティ・ビルディングの取組を推進することは重要な課題である。例えば、原産地規則の運用、サービス貿易のネガティブリスト化、電子商取引に関連した法制整備など様々なニーズがある。また、域内のビジネス環境整備のため、産業界との対話を進めることも必要である。例えば、東アジアビジネスカウンシル (EABC)、ASEAN 日本人商工会議所連合会 (FJCCIA) などの産業界のフォーラムが RCEP の普及・啓蒙や運用改善に向けた活動を行っている。

4. RCEP の深掘りとスコープの拡大

RCEP が「Living Agreement」と呼ばれていることからわかるとおり、協定の発効後5年ごとに行われる予定の「一般見直し」において、協定の質を更に向上させ、CPTPP のような、より高い水準の自由化やルール整備の可能性を模索すべきである。RCEP の関税撤廃率は91%であり、その他のメガ FTA である CPTPP (99%) や日 EU・EPA (日本 94%, EU100%) などに比べると自由化の水準が低く、将来的にさらに関税撤廃・削減品目を拡大するとともに、ステーキング期間を短縮する余地はある。

また、原産地規則、サービス貿易、投資、電子商取引、政府調達各章において見直し規定が設けられている。例えば、投資章の ISDS 規定や電子商取引章のソースコードの開示要求禁止のように、協定の見直しプロセスでさらに深掘りすべき項目がある。

また、RCEP の構成をみると、CPTPP で規定されている環境、労働、国有企業、規制の整合性といった章はない。アジアにおいてグローバルイノベーションによる経済発展が進んだ半面、環境への負荷の増大、労働者の権利の不十分な保護、市場歪曲的な産業政策などの問題が顕在化している。こうした新たな課題に対応するような内容の章を RCEP に設けるべきかどうか今後検討することが望まれる。

III RCEP を超えて

1. 日中韓 FTA、二国間 EPA 見直しによる深掘り

日本が RCEP の他の参加国と進めている日中韓 FTA、二国間 EPA 見直し交渉を通じて RCEP で合意した市場アクセス、ルール整備を更に深掘りすることは可能である。日中韓3カ国の GDP および貿易額は、世界全体の2割、アジアの約7割を占め、また、日本の貿易相手国として中国は第1位、韓国は第3位である。中韓両国の市場の取り込みは、日本が経済成長を維持・拡大していくために不可欠である。これまで RCEP 交渉が優先され、残念ながら2019年11月の交渉会合を最後に日中韓 FTA の交渉は止まっている。今後、交渉を早期に再開させ、物品貿易等の市場アクセスだけでなく、電子商取引、知的財産等のルール分野も含めて、RCEP プラスとなる独自の付加価値を有

する、包括的で質の高い日中韓 FTA の実現に向けて交渉を加速化することが期待される。

また、日本は CPTPP に加入していないインドネシア、フィリピン、タイの3カ国と二国間 EPA の見直し交渉を進めている。特に物品、サービス、投資等の市場アクセスや知的財産、電子商取引等のルール整備の分野において、RCEP 交渉で実現しなかった成果を二国間 EPA の枠組みの中で追及していくべきと考えられる。

2. CPTPP との連動

RCEP の交渉は何年にもわたって CPTPP と同時並行で動いており、両者が刺激し合いながら交渉が加速した。今後、RCEP 締約国の中で高いレベルの自由化やルールを満たす国は CPTPP への加入を検討すべきである。CPTPP については、2018 年 12 月に発効し、協定署名国 11 カ国のうち 10 カ国が国内での批准手続きを終えている（未批准国は、ブルネイ）。CPTPP では電子商取引、知的財産、投資、国有企業等の分野で 21 世紀型の自由で公正なハイレベルの貿易・投資ルールをアジア太平洋地域で効果的に実行するとともに、域外への拡大を図ることが課題となっている。

すでに英国が 2021 年 2 月に CPTPP への加入申請を行い、英国の加入に関する作業部会が設置された。2021 年 9 月に中国および台湾が加入申請を提出した後に、南米のエクアドル、コスタリカ、ウルグアイが加入を申請している。RCEP 締約国の中では、韓国、タイ、フィリピンも加入への関心を表明している。今後、新規加入プロセスでは、加入要請を行った国・地域が、①ハイスタンダードの国際貿易・投資ルールに関する経験、②ルールに基づく貿易シ

ステムで透明性・予測可能性・信頼性を推進する明確なコミットメント、③ CPTPP の高い水準を満たす意図および能力に関する確約を満たすかどうか審査し、正式な加入手続きに入るかどうか CPTPP 参加国のコンセンサスを得ることが必要となる。

3. FTAAP への発展と多角的自由貿易体制の強化

RCEP は短期的には、パンデミックからサプライチェーンを回復する上で、中長期的には FTAAP の実現に向けて、CPTPP とともに building block として大きな役割を果たすことが期待される。FTAAP に向けた道りはまだ明確になっていないものの、途上国が多く参加する RCEP の中でも高いレベルの自由化やルールを満たす国が CPTPP に加入し、より質が高く包括的なメガ FTA である CPTPP が、メンバーの拡大、協定内容の深堀り・拡大を進めていくことにより FTAAP の実現を目指していくものと考えられる。その際、TPP から離脱しインド太平洋経済枠組み (IPEF) 交渉を主導している米国と CPTPP 加入を申請している中国を、今後、この FTAAP の実現に向けたプロセスにどのように関与させるかが一番重要な検討課題となる。また、RCEP と CPTPP という 2 つのメガ FTA がともに発展していくことで貿易・投資が活性化され、それが結果的に WTO を礎とする多角的自由貿易体制を強化し、自由で公正なルールに基づく経済圏を世界へと広げ、グローバルな経済成長に良い影響をもたらすことが期待される。

4. AOIP に基づくインド太平洋協力

RCEP は北東アジア、ASEAN、大洋州を結

ぶ自由で開かれた広域経済圏の構築を目指すものであり、将来的にはインド等の南アジアにもメンバーを拡大していくことが期待される。ASEAN は、北東アジア、南アジア、大洋州等の ASEAN 対話国をカバーするインド太平洋地域の平和と繁栄の実現を目指して、2019 年に「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)」を策定した。AOIP の下での協力の一つとして「ASEAN 経済共同体ブループリント 2025 や、地域的な包括的経済連携 (RCEP) を含む自由貿易協定の実施を支援することにより、経済統合の深化、金融の安定性と回復力の確保、ならびに貿易と投資の強化と促進を図ること」が含まれている。AOIP は、インド太平洋を国際的な協調と協力の舞台とする上で、また、ASEAN を中心としたポスト RCEP の地域協力を模索していく上で大きな柱となるものである。今後、AOIP に基づき、ASEAN を中心とするインド太平洋地域の連結性強化、サプライチェーン強靱化、デジタル化・グリーン化への対応等の課題の解決に向けた地域協力を進めていくべきである。

[注]

1) 日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タ

- イ、ベトナム、豪州、中国、ニュージーランド
- 2) 外務省「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000430631.pdf>)
 - 3) 外務省・財務省・農林水産省・経済産業省「RCEP 協定の経済効果分析」(2021 年 3 月) (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100162437.pdf>)
 - 4) 川崎研一「政策分析の焦点 21-2 「RCEP 関税削減の経済効果」」(2021 年 12 月) (<https://www.grips.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2021/12/PAF21-2-Economic-Impact-of-RCEP-Tariff-Reductions-jp.pdf>)
 - 5) 経済産業省「日本商工会議所での原産地証明書発給 (第一種特定原産地証明書)」(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/coo.html)
 - 6) 日本、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、豪州、韓国
 - 7) 経済産業省「日印産業競争力パートナーシップ」(2021 年 3 月) (<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210322003/20210322003.html>)
 - 8) 経済産業省「サプライチェーン強靱化イニシアティブ (SCRI)」(2021 年 4 月) (<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210427004/20210427004.html>)
 - 9) JETRO「輸出に関する FTA アンケート調査」(2021 年 2 月) (<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/ec11ec7a40404213.html>)
 - 10) 内閣官房 TPP 等総合対策本部「総合的な TPP 等関連政策大綱」(2020 年 12 月) (https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2020/pdf/20201208_tpp_taikoukaitei.pdf)
 - 11) 経済産業省「発効後第 1 回 RCEP 閣僚会合共同メディア声明」(2022 年 9 月) (<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220922003/20220922003-1.pdf>)

【参考文献】

- 篠田邦彦 (2022) 「RCEP と日本～交渉の歩みと日本の FTA 戦略」石川幸一・清水一史・助川成也編『RCEP と東アジア』(文真堂)
- 石川幸一・清水一史 (2022) 「RCEP の課題」石川幸一・清水一史・助川成也編『RCEP と東アジア』(文真堂)

(一財) 国際貿易投資研究所の調査研究報告書 「調査研究シリーズ」(WTO 関連)のご案内

(一財) 国際貿易投資研究所の報告書を全文ダウンロードすることができます。(<https://www.iti.or.jp>)

WTO 改革の原点と焦点

(No.131, 2022年3月刊)

1. WTO のルールメイキング機能の再検討…………… 中川淳司 (東京大学名誉教授)
2. 中国国有企業に対する産業助金規律の強化—第三国のための相殺関税の活用…………… 梅島 修 (高崎経済大学経済学部教授)
3. WTO 協定における“level playing field”—PPM 措置の規律を素材として…………… 米谷三以 (経済産業省通商政策局通商法務)
4. RIPS ウェイバー提案をめぐる論争とパンデミック後の TRIPS 体制への示唆…………… 平見健太 (早稲田大学社会科学総合学術院講師)
5. WTO 紛争処理の現状と見通し…………… 福永有夏 (早稲田大学社会科学部教授)

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号 第 37 興和ビル 3 階

TEL : 03(5148)2601 / FAX : 03(5148)2677

E-Mail : jimukyoku@iti.or.jp / URL : <https://iti.or.jp/>